

はじめに

第19期13回西部海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員（敬称略）前田、西崎、工藤、後藤、富田、中川、阿部、川山、古川、森、角田、立石

欠席委員（敬称略）成田、末永、野坂

開催日時：平成22年3月15日（月） PM 1:30～2:30

開催場所：青森市 アラスカ会館 3階「エメラルドの間」

議 題

1. さくらますそ上親魚保護のための東通村老部川河口前面海域における操業制限に係る委員会指示について（決定）

さくらますそ上親魚保護のための深浦町追良瀬川河口前面海域における操業制限に係る委員会指示の発動について、この度、青森県農林水産部長並びに追良瀬内水面漁業協同組合長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

一 操業の制限

1 西津軽郡深浦町追良瀬川河口付近において、次のアとエを結ぶ最大高潮時海岸線、アとイを結ぶ直線、ウとエを結ぶ直線及びアとエの間の最大高潮時海岸線より沖合百メートルの線によって囲まれた海域においては、小型定置網漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業、一本釣り漁業を営んではならない。

ア 河口左岸から二百十度（磁針方位による。以下同じ。）千百メートルの点

イ 点アから二百九十一度百メートルの点

ウ 点エから二百八十九度百メートルの点

エ 河口右岸から十八度五百メートルの点

2 1の海域においては、一本釣りをしてはならない。

二 制限期間

平成二十二年四月一日から同年六月三十日までとする。

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

2. 東部海区におけるまき餌づりに係る委員会指示について（決定）

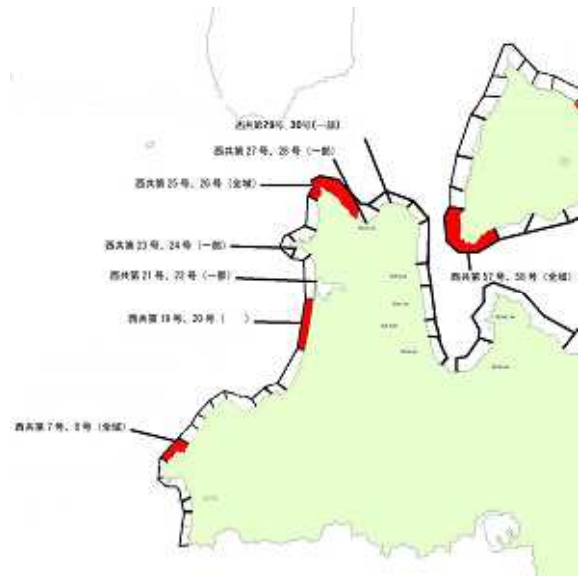
西部海区管内の共同漁業権漁場における遊漁によるまき餌づり禁止に係る委員会指示の発動について、この度、青森県農林水産部長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

一 共同漁業権漁場における制限

次の表の漁場（免許番号の欄に掲げた共同漁業権漁場の禁止区域欄の区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはならない。

| 漁場の位置 | 免許番号 | 禁止区域 | 禁止行為 |
|--------------------|--------------------|------|------|
| 深浦町横磯、深浦、広戸及び追良瀬地先 | 西共第 7号 西共第 8号 | 全域 | |
| つがる市館岡、車力地先 | 西共第 19号 西共第 20号 | 一部 | |
| 五所川原市十三地先 | 西共第 21号 西共第 22号 | 一部 | |
| 中泊町小泊地先 | 西共第 23号 西共第 24号 | 一部 | |
| 外ヶ浜町三廐地先 | 西共第 25号 西共第 26号 | 全域 | |
| 今別町今別、浜名地先 | 西共第 27号 西共第 28号 | 一部 | |
| 今別町褰月地先 | 西共第 29号 西共第 30号 | 一部 | |
| むつ市脇野沢地先 | 西共第 57号 西共第 58号 | 全域 | |



二 禁止区域の一部区域の指定

一に定める禁止区域の内、一部の区域は次の表のとおりとする

| 免許番号 | 禁止区域の指定 |
|--------------------|--|
| 西共第 19号 西共第 20号 | つがる市車力漁港区域 |
| 西共第 21号 西共第 22号 | 十三湖水戸口中央から半径千メートル以内 |
| 西共第 23号 西共第 24号 | 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア ライオン岩突端 点イ ライオン岩突端から真方位二百二十二度三十分六百メートルの点 点ウ 中泊町大字小泊立松島に設置した標柱から真方位二百六度三十分八百メートルの点 点エ 中泊町大字小泊権現崎に設置した標柱から真方位二百六度三十分八百メートルの点 点オ 中泊町大字小泊権現崎に設置した標柱 |
| 西共第 27号 西共第 28号 | 今別町今別漁港浜名地区浜名北防波堤と浜名東護岸・二号砂防堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域 今別町今別漁港今別地区北防波堤と今別川河口左岸導流堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域 |
| 西共第 29号 西共第 30号 | 今別町大泊と褰月の境に設置した標柱と高野崎に設置した標柱を結ぶ線より内湾 |

三 遊漁者等の遵守事項

遊漁者等が水産動植物を採捕する場合は、正当な漁業の操業を妨げないようにしなければならない。

四 指示の有効期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までとする。

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

次会の開催予定

開催時期 5月 開催場所 青森市内

おわりに

去る3月7日に、外ヶ浜町三厩鰯泊地先の岩場にトド1頭が上陸していたのが、三厩村漁協に目撃されました。

H21シズンのトドによる漁具被害は、これまで、外ヶ浜町で底建網1ヶ統、むつ市脇野沢で小型定置網1ヶ統に留まっており、トドによる漁業被害が見られるようになったH15年以降において、漁業被害が極めて少ない特出するシズンとなっています。

今年度、大型クラゲが例年に比して1ヶ月程度早く大量来遊し、定置網等に大きな漁業被害を受けた津軽海峡湾口部の漁業者の思いを察するところ、このままでトドの来遊シズンが終了することを願うばかりです。今年度、津軽海峡湾口部にトドが来遊しなかった理由については専門家の見解に委ねるとして、個人的には、今年度、北海道日本海海域においてニシンが豊漁で、本県沖合海域まで撰餌のため南下する必要がなくなったことと、昨年2月に、当委員会指示によりトド2頭が採捕（駆除）された以降漁業被害が減ったことが影響したのではないかと考えています。

いずれにしても、今年度、津軽海峡でのまぐろ漁業が時化等で漁獲が思いのほか伸び悩んだ中、12月以降のまだら漁業が100トンを超えたことは、浜を元気にさせる久しぶりの明るい話題です。

（文責 山口）

| |
|--|
| <p>連絡先 青森県海区漁業調整委員会事務局 TEL：017-734-9851 FAX：017 734 8166</p> |
|--|